



生協労連パート部会ニュース

NO112 2012年1月23日発行

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル3F
tel 03-3408-0067 fax 03-3408-8955
http://cwu.jp/

| | | |
|-----|-------|---------------|
| パート | なかないで | あしたを見つめ歩きましょう |
| 部会 | にげないで | 明るい職場をつくりましょう |
| の | ぬけめなく | しっかり実利をとりましょう |
| なに | ねつぽく | 暮らしと生協を語りましょう |
| ぬねの | のしつけて | 差別を返上しちゃいましょう |

関西地連 2012年春闘組合学校 統一闘争をさらにすすめ要求前進を！



1月21日(土)～22日(日)にかけて、滋賀県・雄琴温泉「雄山荘」を会場に「関西地連 2012 春闘組合学校」が開催され 16 単組 107 名が集い、三枝執行委員の司会で始めました。

初日には記念講演で、経済研究家の山家 悠紀夫 (やんべ ゆきお) 氏より「2012 年春闘をめぐる情勢」と題してお話ししていただき、学習をすすめました。生協労連の春闘方針を、生協労連の柳副委員長より説明があり、関西地連は山重書記長より 2011 年秋年末闘争でのたたかいと前進、そして私たちの要求に確信を持ち、関西地連の統一闘争をさらにすすめて前進させようと提起し、特別報告では、なら・オレンジユープ・阪神地区統一・大学部会、3 単組 1 部会より報告がありました。2 日目には各分散会で論議を行い、最後に池田副委員長の団結頑張ろうで閉会しました。

パート分散会 <10 単組 36 名参加>

生協労連 柳副委員長より「パート労働法の改正に向けて」パート労働法を皆が知り、現状の実態や 8 条・9 条の問題点など論議し、今後の私達の取り組みが重要であると確認しました。

現行のパート法は・・・

正式名称→「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

- ・対象となるパートタイム労働者「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者」

○差別的禁止 (第 8 条) の対象者はほとんど存在せず。

差別的取扱いが禁止されるのは「仕事の内容と責任」、「異動や転勤などの仕組み」が正規と同一で、「期間の定めのない雇用契約」を結んでいるパート労働者に限定されている。

○努力規定で法的強制力なし パート労働法が賃金・労働条件にかかわって罰則を定めているのは、雇い入れる際の労働条件明示義務だけでそれ以外は「義務規定」で、罰則はなく「・・・するよう努力するものとする」の努力することが義務付けられているだけで法的な強制力は残念ながらありません。

<感想から>

- ・ 今まで「パートだから・・・」と当たり前諦めていたことが、「そうではない」と認識できました。
- ・ 有期雇用・無期雇用の違いは、大違いと実感しました。
- ・ 第 8 条が問題でこれが変われば・・・
- ・ パートタイム労働法を知りませんでした。勉強できて良かったです。
- ・ パート法改正に向けて他のパートの人にもわかってもらって署名を集めたいです。



パートへの差別をなくし、均等待遇を実現しよう！！パート法改正 10 万筆署名集めよう！

2012 年春闘みんなで力を合わせ、粘り強くたたかおう！

すべての働くなかまにディーセントワークを実現しよう！

- ・ 時給 1000 円をすべての単組で要求しよう。
- ・ 今年はベアにこだわり、1 円にもこだわって！
- ・ 最賃パンフを活用して、1000 円要求の論議を職場でしましょう。
- ・ 一時金はセ・パ同一月数要求に。

[2.9-2.10 中央行動スケジュール]

●2月9日(木)

- 13:30 スタート集会 団体要請行動、国会議員要請行動
- 15:45 学習会「春闘情勢」
まとめ・団結ガンバロウ
- 17:30 終了

●2月10日(金)

- 8:45 新橋駅宣伝行動
- 10:30 国会議員要請行動・厚生労働省交渉(パート法) (最賃)
- 12:00 中央総決起集会(日比谷野外音楽堂)
- 14:30 銀座パレード
(パレードコンテストは、今年については賞金がありません)
- 16:00 経団連包囲行動・終了

- 消費税増税反対！
- パート法の実効ある改正を、有期労働に規制を！
- 最賃は今すぐ1000円に！
- TPP加入反対！
- 原発ゼロ、自然エネルギーに転換しよう

ディーセントワークとジェンダー平等社会の実現めざして、全国からあつまろう！

雇用の原則は

「均等待遇」 「無期雇用」

- ・ 仕事と同じなら、同じ賃金を
- ・ 雇用は無期が原則、有期には厳しい規制を

- 生協労連で宿泊の斡旋
- 宿泊代補助は前年同様 **7000 円**
- パレード補助 **3 万円×7 地連**



[12月のパート部会幹事会報告]

◎学習会ケーススタディ

問題を共有し、みんなで考えよう。

「こんなときどうする？」

店舗の改装により3ヶ月間の事業所閉鎖が発生。

その際の労働組合の対応と課題について話合いました。

< 審議事項 >

1. 2011 秋闘年末闘争のまとめ
2. 各種署名の取り組み・
パート改正法 10 万署名のとりくみ
3. 2400 作戦月間
4. 春の組織拡大月間
 - ・ 分会の仲間が声をかけることが重要
 - ・ 再雇用者を自然に脱退させないようにとりくみ
5. 春の交流会について



編集後記 奥田・三枝

<今回は関西地連が担当しました>